YAMAUCHI Patent Attorney

YAMAUCHIパテントNEWS

VOL.15

ニュースの目次

１．　平成１８年改正法の概要（３）
２．　平成１８年改正法の概要（４）

>>>

２　シフト補正の禁止時期

審査が開始されるまでの間は、出願人が権利化したい発明を明細書等に記載された範囲内で自由に変更できる。ただし、審査開始後は一貫して、つまり下記の補正時にはシフト補正が禁止される。

① 拒絶理由通知に対する意見書提出期間内
② 文献公知発明に係る情報の記載不備通知に対する意見書提出期間内（ただし、拒絶理由通知後に不備通知された場合に限る）
③ 拒絶査定不服審判の請求の日から 30 日以内
④ 拒絶査定不服審判請求後の拒絶理由通知に対する意見書提出期間内

３　シフト補正違反の取扱い

上記のシフト補正は、拒絶理由とされる。ただし、発明自体には実質的な瑕疵がないため、そのまま特許されても第三者の利益を害しないので、無効理由とはならない。

また、最後の拒絶理由通知後のシフト補正は補正却下となる。

>>>

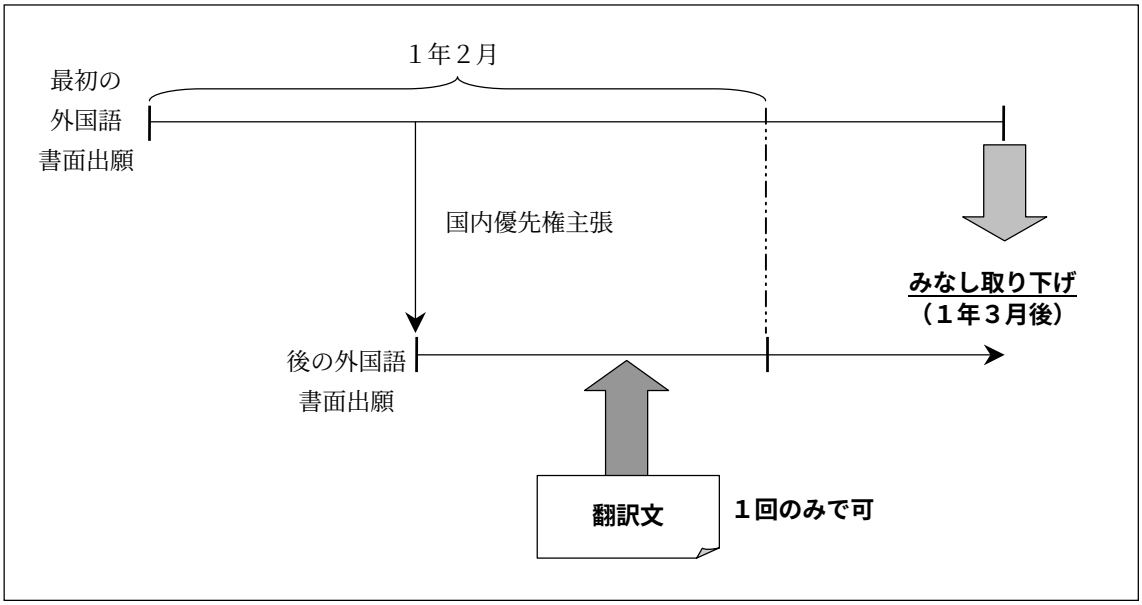
１年２月
最初の
外国語
書面出願
国内優先権主張
みなし取り下げ
（１年３月後）
後の外国語
書面出願
翻訳文
１回のみで可